

第2次改訂版  
熊取町人権行政推進大綱

1998（平成10）年12月  
2017（平成29）年5月第2次改訂

熊 取 町

## 1. 策定の経緯

熊取町では、1972（昭和 47）年に町内自治会や各種団体の協力を得て、熊取町解放教育推進協議会（熊取町人権啓発推進協議会を経て現在は熊取町人権協会）を設置し、町民と行政が一体となり、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題への取り組みが始まりました。特に、1975(昭和 50)年からスタートした人権啓発地域映画会は、地域に根差した草の根活動として大きな成果を上げています。

また、1979(昭和 54)年に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、1995(平成 7)年には、「法の下での平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言を基本理念として、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与することを目的とする「人権擁護条例」を施行しました。そして、1998（平成 10）年に策定した「熊取町新総合計画」に基づく施策を人権尊重の理念のもと全庁的に推進していくため、その指針となる「熊取町人権行政推進大綱」（以下「本大綱」という。）を同年に、本大綱を具体化するための「熊取町人権行政推進プラン」（以下「プラン」という。）を 2001（平成 13）年に策定し、2003（平成 15）年には、本大綱及びプランの改訂を行ったところです。

## 2. 人権問題の現状

1948（昭和 23）年、世界人権宣言が採択されて以来、国際社会では、国連を中心に人権に関する多くの宣言や条約が採択・制定され、国家を越えた人類共

通の課題としての人権保障への努力が積み重ねられています。

しかし、一方では依然として世界各地で地域紛争やテロ行為により多くの方が犠牲となっています。国内においても、未だ女性、子ども、高齢者及び障がい者といった社会的弱者といわれる人たちの生命や身体の安全に関わる重大な事件や、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が存在しています。

また、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和40）年に出された同和対策審議会答申において、同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識が明確にされ、その後の取り組みによって、住宅の改善など、物的な問題については一定の改善がされました。

しかし、婚姻時や住宅取得時などに関しては、同和地区に対する忌避意識が未だ存在し、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展にともなう部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。「部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」と明記され、相談体制の充実などを図ることが求められています。

また、インターネット上でみられる人権侵害やヘイトスピーチ、性的マイノリティに関してなど、新たな人権課題も顕在化してきました。これらの人権課題に対する教育・啓発活動や相談・支援体制の充実など、より一層の取り組みの強化が求められています。

### 3. 大綱の性格

本大綱は、本町のまちづくりに関する各種計画と密接な関連を持ったもので

あり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本町が人権施策を総合的に推進するためのものです。

また、教育分野における人権教育については、熊取町教育委員会において「熊取町人権教育基本方針」「熊取町人権教育推進プラン」が策定されていることから、本大綱およびプランでの記載は基本的に省いています。

なお、本大綱は社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 4. 基本理念

本町においては、これまで人権の尊重を町政運営の重要な柱としてまちづくりに努めてきており、全ての人の基本的人権が保障された差別のない社会の実現に向けて、人権啓発及び人権教育を積極的に推進してきました。さらに、「人権擁護条例」では、その目的を「人間の尊厳が侵されることなく何人も基本的人権が真に保障されるよう、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現に寄与すること」と規定しています。

このようなことから、今後、本町が進める人権施策は、

**町民一人ひとりの参加による  
差別のない明るく住みよいまちの実現**

を基本理念とします。

## 5. 基本的方向

本大綱の基本理念の実現のため、町民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いの違いを認め合うとともに、誤った認識、偏見及び思い込みをなくし、人権を尊重する意識を高めていく必要があります。

また、部落差別をはじめ、高齢者、障がい者及び子どもなどに対する虐待、また、外国人に対する差別など人権侵害の事象は多様かつ深刻です。これらの人権侵害事象に対応するためには、防止・早期発見に努めるとともに、相談体制の充実がますます必要です。

本町においては、熊取町人権協会と連携して人権啓発事業や相談事業などの事業や、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいてさまざまな施策を実施しており、あらゆる場を通じて町民の一人ひとりの自主的な意識の改革を促す人権啓発や人権教育に取り組み、人権意識の高揚を図ります。

また、人権侵害を受けた、または受けるおそれのある場合には、関係機関との連携を図りながら心理的な援助だけでなく、個別施策の活用などによる相談者の自立や自己実現を支援することができるような相談・支援体制の充実を図ります。

この基本的方向に基づき、複雑・多様化する各分野の具体的な課題と施策の基本方針については「熊取町人権行政推進プラン」で示します。

## 6. 推進にあたって

### (1) 庁内体制の充実

本町における人権施策をさらに充実していくためには、各部局が協力しながら、施策を推進していく必要があります。関係各課と緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

また、人権行政の推進にあたっては、職員は人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、確かな人権感覚を身につける必要があります。そのため、引き続き体系的な人権研修などを実施します。

### (2) 国、府及び近隣自治体との連携

人権施策を効果的に推進するためには、国、大阪府及び近隣自治体との連携が必要不可欠です。これら関係機関と連携・協力し、行政区域を越えて発生する人権問題や人権課題に適切に対応するとともに、人権施策に関する情報の交換や共有化を図ります。

### (3) 町民・関係団体等との連携

協働のまちづくりが求められている中、基本理念の実現のためには、行政だけでなく、町民、町内の各種団体や事業所などの自主的、主体的な活動が必要不可欠です。今後も、複雑・多様化する人権課題を解決するためにも、熊取町人権協会をはじめとする関係団体と連携した取り組みを進めます。

第3次改訂版  
熊取町人権行政推進プラン

2001（平成13）年2月  
2023（令和5）年3月第3次改訂

熊 取 町

# 目 次

1. 推進プラン（第2次改訂版）策定の目的	1
2. 推進プランの性格等	1
3. 各分野における今後の施策の推進方向	2
[1] 同和問題	2
[2] 高齢者の人権問題	4
[3] 障がい者の人権問題	7
[4] 子どもの人権問題	9
[5] 男女の人権問題	11
[6] 外国人の人権問題	13
[7] 性的マイノリティの人権問題	14
[8] インターネットによる人権問題	16
[9] 個人情報の保護	17
[10] さまざまな人権問題	18
用語解説	21

## 1. 推進プラン（第2次改訂版）策定の目的

熊取町では、「法の下での平等」を定める日本国憲法と世界人権宣言\*を基本理念としてすべての人の人権が尊重され、擁護され、同和問題をはじめあらゆる差別のない、明るく住みよいまちづくりを推進するため、1995（平成7）年に「人権擁護条例」を施行しました。この条例における町の責務を明確にするため、「熊取町人権行政推進大綱」（以下「大綱」という。）を1998（平成10）年に策定するとともに、この大綱を具体化するため、2001（平成13）年に「熊取町人権行政推進プラン」（以下「本プラン」という。）を策定し、2003（平成15）年に大綱及び本プランの改訂を行いました。

その後、社会の情勢が大きく変化し、人権問題も多様化する中で、大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果を踏まえ、新たな問題に対応し、人権意識の向上と理解と認識をより深めるため、今回大綱の改訂とともに、本プランの改訂を行います。

## 2. 推進プランの性格等

本プランは、大綱に基づき、人権尊重の視点で行政を推進するため、同和問題をはじめ社会情勢の変化により多様化した新たな人権問題について、各分野の課題と施策の基本的考え方や方向を具体的に定めるものです。

各施策の実施にあたっては、本プランや各分野の個別計画を踏まえ、大綱の基本理念である「町民一人ひとりの参加による差別のない明るく住みよいまちの実現」を目指し、人権を尊重した施策を推進します。

なお、本プランは、人権施策に関する長期的な方向性を示すものとし、終期

の設定は行わず、社会情勢やニーズの変化に対応するため、随時必要な見直しを行うものとします。

### 3. 各分野における今後の施策の推進方向

#### [ 1 ] 同和問題

##### < 課 題 >

1965（昭和 40）年に、「同和問題はその早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との同和対策審議会答申\*が出されてからこれまで、各種の同和対策事業が推進され同和問題の解決に向けた取り組みが進められてきました。

この答申を受けて、法律が定められ、大阪府においても、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を改善する事業が 1969（昭和 44）年から 2002（平成 14）年までの間実施され、生活環境は大幅に改善されています。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後は、一般施策を講じて同和問題解決に向けた取り組みを推進しています。

本町においても、熊取町人権協会など関係機関と連携し、町民と行政が一体となり、同和問題の解決に向けて各種の教育・啓発事業を推進し、町民の人権意識の高揚に努めました。

しかしながら、差別意識や問題は依然として存在しており、大阪府が 2015（平成 27）年度に実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果によると、同和地区に居住していることや過去に住んでいたことを理由とした結婚の反対や婚約破棄といった結婚差別、同和地区の物件を避けるといった土地差別など、

同和地区に対しての忌避意識が、いまだ潜在的に存在することも明らかにされました。

また、同和問題を口実として、不当な利益を強要するえせ同和行為\*等も、この問題の解決を阻む要因にもなっています。

そして、現在もなお部落差別が存在するとした上で、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。この法律は「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と明記しています。

## ＜ 施策の基本方針 ＞

### （1）同和教育・啓発

地域や職場など、身近なところで、さまざまな人権教育・啓発の機会を通じて、同和問題を人権問題の本質からとらえ、差別の実態を踏まえて学習することができるよう、条件整備を行うとともに、先進事例を参考にして、次の点に留意しながら教育・啓発に取り組みます。

#### ①具体的な対応を学ぶ機会の創出

抽象的に「差別はいけない」と理解するだけでなく、日常生活の中で出会う差別的な状況に対しての具体的な対応を学ぶこと。

#### ②状況認識の重要性

差別が存在するというだけでなく、この問題が解決可能であるという具体的展望を示すこと。

#### ③「同和地区はこわい」等の話を前提とした学習の重要性

「こわい」等の話に対し、「実際にどのようなことがいわれているのか、そのような話はなぜ不当であるのか、そのような話が広がってしまうことが

どのような結果を招くのか」というような内容を同和問題学習に取り入れることにより、そのような話を打ち消すことができること。

#### ④人権という視点の重要性

同和問題学習は、それぞれを独立して企画するのではなく、他のさまざまな人権問題と関連付けて学習すること。

### (2) 相談支援

専門性を備えた相談員による、当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内外の相談窓口のネットワークにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

また、相談事例の集約化を行うことにより、同和問題の実態を適格に把握し、今後の問題を明らかにして、施策を効果的に推進します。

### (3) えせ同和行為等の根絶

本町が加盟しているえせ同和行為等根絶大阪連絡会議と連携し、同和問題の解決、人権が確立された社会の実現に向け、同和問題を口実に不当な利益を要求するえせ同和行為等の根絶を目指します。

## [ 2 ] 高齢者の人権問題

### < 課 題 >

わが国では、少子化の進行や平均寿命の伸びによる高齢者人口の増加により急速に高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢者人口は、2015（平成27）年10月1日現在で3,392万人、総人口に占める割合（高齢化率）は、26.7%となっ

ており、今後、2060（平成 72）年には約 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となると推計されています。

一方、本町においても人口が微減傾向にある中、65 歳以上の高齢者人口は年々増加しており、高齢化率は 26.3%（2016（平成 28）年 9 月末現在）となっており、今後ますます増加することが見込まれます。

このような実情を踏まえ、国においては「高齢社会対策基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」及び「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」などの法律が整備されました。

法律や制度の充実が図られてきた一方で、介護を必要とする高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、不動産や預貯金を家族などが無断で名義変更したり、本人の希望する金銭の使用を制限する経済的虐待の問題があります。

この他、認知症\*の問題や高齢者が悪徳商法や財産管理をめぐるトラブルに巻き込まれるなどさまざまな問題が生じています。生活習慣や社会環境、また、人生経験をはじめ、一人ひとりが多様な状況にあるすべての人が年齢を重ねるなかで充実感を感じ、健康で安全な生活を送ることができるよう適切な支援を提供する必要があります。

## < 施策の基本方針 >

### （1）高齢者の人権の尊重

多様な状況にあるそれぞれ高齢者の問題に応じるために、高齢者の個性を尊重し、高齢者が主体的に、必要なときに必要なところで、必要な情報やサービスを利用でき、困った時には相談や支援が受けることができるよう「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（いきいきくまとり高齢者計画）」に定める各

施策を展開していくことにより、相談・支援体制の充実を図ります。

そして、認知症等により判断能力が不十分になった場合には、日常生活自立支援事業\*や成年後見制度\*などの利用促進を図ります。

また、町民に高齢者福祉についての知識と関心を高め、理解が得られるように啓発活動を推進します。

## **(2) 生活環境の整備**

今後もひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加することが予想される中、「サービス付き高齢者向け住宅」など的高齢者向け住宅に関する情報提供を行い、居住の安定確保に努めるとともに、地域活動やボランティア活動などと協力して、安心して暮らせる環境の整備を行います。

また、災害時には自助・共助を基本として、情報伝達や避難誘導など、避難行動要支援者\*への支援を地域が一体となり実施できるように支援するとともに、自治会や介護サービス事業所など関係機関との連携を行い、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるように支援します。

## **(3) 社会参加の推進**

高齢者が健康で生きがいをもって生活を送るためには、社会に主体的に参加し、貢献できる環境を整えていくことが求められます。

このうち、就労については、臨時的かつ短期的な就労を希望する高齢者の就業機会を確保するためシルバー人材センターなど関係機関と連携し、就労の場の拡大を行います。また、就労以外の活動については、健康で充実した日々を過ごすため、高齢者が健康づくりを図りながら、生きがいや社会参加につながる機会を提供します。さらに、シニアクラブなどの仲間づくりを支援し、老人

憩の家や公民館、老人福祉センターなどの利用による高齢者の社会参加を促進します。

#### **(4) 世代間交流**

高齢者が若い世代と交流することは、自らのもつ知識と経験を伝えるとともに、互いにふれあうことにより心身ともに新鮮な刺激を受けることができます。

一方、核家族化で高齢者とふれあう機会が失われつつある現代において、若い世代が高齢者と交流することは高齢者を尊ぶ気持ちを養い、人権意識の向上につながります。世代間の交流を通して、高齢者の生きがいづくりと思いやりにあふれた地域づくりを進めます。

#### **(5) 認知症高齢者に対する支援**

認知症の早期発見と対応を行うため、認知症ケアパス\*の活用を推進します。また、認知症に対する正しい理解が地域社会全体に広まるように、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク\*事業の活用や認知症サポーター養成講座\*などを通じて、認知症高齢者の支援者を増やすとともに、地域での見守りに努めます。

### **[3] 障がい者の人権問題**

#### **< 課 題 >**

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消に

関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。これは障がいを理由とする不当な差別的扱いを禁止するだけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要でかつ合理的な配慮を行うことを求めています。

また、本町では 2017（平成 29）年に「手話言語条例」を施行しました。町民一人ひとりが手話に対する理解を深め、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重しあいながら生きていける社会の実現を目指します。

すべての人が自分らしく暮らせるまちづくりを進めるなど、自立と社会参加のための基盤づくりを進めることが必要です。

障がい児への支援においては、乳幼児期・学齢期・成年期へと成長する過程に応じた切れ目のない支援が必要です。特に早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。

## ＜ 施策の基本方針 ＞

### （1）障がいに対する正しい理解の促進

障がい者が住み慣れた地域で自立して積極的に活動できる社会を築いていくためには、地域全体で支える「支え合い」、ノーマライゼーション\*の理念を広く社会に定着させていく必要があります。

このため、「障がい者計画」に定める各施策を展開していくことにより、障がいについて正しい理解と認識を深め、障がい者に対する偏見や差別の解消、虐待の防止に努めます。また、身体障がいにおける内部疾患、精神障がいや発達障がいなどの「見えにくい」障がいへの理解の促進にも取り組みます。

## **(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせる支援**

障がい者が地域で安心して暮らせるように、障がいに応じた情報提供を行うとともに、一人ひとりの環境に応じた支援に取り組みます。また、防災・防犯対策については、地域で支える体制づくりに努め、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。

災害時においては、障がい者やその家族による自助や地域支援者などによる共助の取り組みが必要です。自治会や障がい福祉サービス事業所など関係機関と連携した避難支援体制づくりを進め、避難行動要支援者の円滑な避難が実施されるよう努めます。

## **(3) 社会参加の推進**

障がい者の生涯にわたって、必要な支援が切れ目なく行うことができるように、福祉や教育などの幅広い分野が連携した横断的な支援が提供されるよう取り組みます。就労支援の分野では、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会など関係機関を通じ、障がい者の就職の機会均等に努めます。

この他にも、障がい者が社会参加できるように、バリアフリー\*の視点に立った公共施設の整備に取り組みます。

## **[4] 子どもの人権問題**

### **< 課 題 >**

すべての子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未完成な存在として考えられ、権利の主体として尊重されなかったり、個性の違いなどにより差別の対象とされることが

あります。

また、少子高齢化や核家族化のみならず、貧困化も加わるなど、子育て家庭にはその負担が重くのしかかっています。さらに、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）\*及び離婚問題など、家族の抱える問題も顕在化、相談内容も複雑・深刻化してきています。その結果、子どもたちの健全育成に好ましくない影響を及ぼし、いじめや不登校などさまざまな問題を生じさせます。

このような状況の中では、子どもの権利を尊重しつつ健全育成を行っていく環境づくりが必要です。

## **< 施策の基本方針 >**

### **（１）子どもの権利の保障**

子どもたちの最善の利益を第一に考え、尊重されるように配慮する必要があります。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念が実現され、保護者が子どもであることを理由に、子どもを私物として扱ったり、子どもの人格を軽視することなく親権を適正に行使し、子どもの権利や自由を認めていくことができるように啓発を行います。

また、子どもを生き育てやすい環境づくりは、行政だけではなく企業や地域社会が一体となって取り組んでいかなければならない問題です。「熊取町子ども・子育て支援計画」に定める各施策を展開していくことにより、社会全体で子育てを支援していく気運を高めるとともに、社会の各方面における積極的な取り組みを促進します。

### **（２）いじめや不登校などの問題への取り組みの推進**

いじめや不登校などさまざまな問題について、子どもの人権を侵害する事案

も増加しており、その防止と解決が課題となっています。これらは子どもの人権に関わる重大な問題であるとの認識に立ち、関係機関と連携し、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得できるように啓発活動を行います。また、子どもたちが生活する家庭や地域との連携や協働による地域ぐるみの人権教育・啓発などを通じて防止・早期発見に努めます。

### **(3) 困難な状況におかれた子どもへの支援**

ひとり親家庭、貧困及び保護者の心身状態の低下や児童虐待といった困難な状況におかれた子どもが生まれ育った環境によって将来が左右されることがないように教育・福祉・保健の連携を活かした子ども家庭相談を実施します。

また、ホームスタート\*事業、ファミリー・サポート・センター\*事業及びきめ細かな保育、更には子どもの居場所づくりなど、多様な子育て支援サービスを提供し、子育てを地域全体で支援していきます。

## **[5] 男女の人権問題**

### **< 課 題 >**

1985（昭和 60）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が批准され、1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。本町においても、2013（平成 25）年に、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけ、町、町民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現をめざすため「男女共同参画推進条例」を施行しました。また、女性がその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が 2015（平

成 27) 年に施行されました。これまでの取り組みにより、男女共同参画は着実に進んでいますが、今なお、積極的に取り組むべき問題や、社会情勢の変化などより生じた新たな問題への対応が求められています。

男女共同参画社会の実現には、男女の人権の尊重、性別役割分担意識の払拭など、あらゆる分野での意識改革のための啓発活動と、男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境の整備が必要です。

また、セクシュアルハラスメント\*、妊娠・出産等を理由とする不利益扱い(いわゆるマタニティハラスメント)及びパワーハラスメント\*といった問題も存在しています。特に、DV、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為\*などは重大な人権侵害であり、暴力と人権侵害を許さない意識の醸成と暴力に悩む被害者への支援が求められます。

## **< 施策の基本方針 >**

### **(1) 男女がともにあゆむための意識づくり**

性別にかかわらず、男女がともに個人として尊重され、あらゆる場面で対等に参画できる意識づくりが必要です。

家庭や仕事だけでなく、社会のあらゆる場面において男女平等を実現させるために、「男女共同参画プラン」に定める啓発活動や情報提供などの各施策を展開していくことにより町民の男女平等意識を育みます。

### **(2) あらゆる分野における男女共同参画のための環境整備**

男女が互いの特性を十分理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きることが男女共同参画社会の形成の前提であり、男女共同参画の視点を政策・方針の決定の場へ取り入れる必要があります。

町民への啓発活動だけでなく、事業者や地域の各種団体に働きかけや啓発を行い男女共同参画の意識の醸成を図ります。

### **(3) DVなどのあらゆる暴力をなくすための仕組みづくり**

あらゆる暴力、嫌がらせなどを根絶するための啓発活動を推進するとともに、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知を行います。

被害に遭われた方については、関係機関と連携を図りながら、身近な相談支援体制の充実を図ります。

また、さまざまなハラスメントを防ぐため、各種広報媒体の活用や、研修会や講演会を通じて啓発活動を行います。

## **[6] 外国人の人権問題**

### **< 課 題 >**

国際化が進むにつれて、さまざまな国籍の人が幅広い分野の職業に従事し、留学生も多数来日しており、町内にも 26 か国約 200 人（2017（平成 29）年 3 月末現在）の外国人が暮らしています。

国際化が進む一方、言語や文化などの相互理解が不十分であることに起因し、外国人と日本人の間に誤解やトラブルを生じるといった問題があります。

また、外国人に対する偏見や差別などの人権問題も生じています。特に、日本と朝鮮をめぐる歴史的経緯から、戦後日本にとどまることになった在日韓国や朝鮮の人々に対する差別的言動（ヘイトスピーチ\*）の問題なども見受けられます。このような情勢の中、2016（平成 28）年に外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取

組の推進に関する法律」が施行されました。

歴史的、地理的に関係の深いアジアの近隣諸国と日本との関係や歴史的経緯などに対する正しい認識、また、外国人に対する理解を促し、在住外国人も同じ地域の一員として、共に暮らすことのできる地域社会をつくる必要があります。

## ＜ 施策の基本方針 ＞

### （１）外国人の人権の尊重

各種広報媒体を活用した啓発活動を推進し、偏見や差別をなくし、異なる文化や価値観の違いを認め、互いの人権を尊重できるよう人権意識の醸成を図ります。

さらに、町民が国際理解を深め、国際感覚が養えるよう、講演会の実施や国際理解に役立つ情報の提供などを行います。

### （２）在住外国人への支援

公共施設や案内板に外国語表記をするなど、各種行政サービスをはじめ、生活に必要な情報について多言語による情報提供を行い、外国人に理解しやすい情報提供を行います。また、多言語による相談内容に対応できるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

## [ 7 ] 性的マイノリティの人権問題

### ＜ 課 題 ＞

性的指向及び性同一性障がいは、いわゆる性的マイノリティ\*などと呼ばれる

ことがあります。「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことや、からだの性ところの性との食い違いから偏見や差別を受け、自分らしく生きることができないという人権問題が起きています。

2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことによって、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別の変更が可能となりました。

しかしながら、性的マイノリティの人権問題への認知度は低く、大阪府が2015（平成27）年度に実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果によれば、個別の人権問題の中での認知度は最下位となっています。正しい理解と認識を深め、多様な性のあり方が存在することを当たり前とし対応できる社会が求められます。

## **< 施策の基本方針 >**

### **（1）偏見や差別意識をなくすための啓発**

あらゆる機会を通じて、誤解、偏見及び差別の解消を図るために啓発活動を行います。また、職員についても理解の浸透を図るための研修を行います。

### **（2）当事者への配慮や相談支援**

行政が行う申請書やアンケートなどについても、集計上必要な場合などを除き、性別の欄を記載しない取り組みも始まりつつあります。相談を希望する人に対し、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できるように相談支援体制の充実を図ります。

## [ 8 ] インターネットによる人権問題

### < 課 題 >

携帯電話、スマートフォンなどの急速な普及により、インターネットを通じた情報の収集や発信などのコミュニケーションの利便性は大きく向上しました。

その反面、特定の個人や団体、また不特定多数の者を誹謗中傷したり、差別を助長・誘発する情報が掲載されるなど、人権にかかわる問題が多数発生しており、性的な画像をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表する行為「リベンジポルノ\*」や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）\*などを利用した「いじめ」や「プライバシーの流出」被害も発生しています。

また、多くの子どもたちも、自分たちの身近にあるスマートフォンや携帯ゲーム機など多様な機器を使用してインターネットを利用しており、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。

このようなことから、正しい知識、安全な使い方を知ることが求められます。

### < 施策の基本方針 >

誹謗中傷や差別の助長・誘発が人権侵害であると認識し、適切に対応ができるように、利用にあたってのモラルとマナーの啓発に取り組みます。

また、ブログや掲示板などへの人権を侵害する掲載について関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。

## [ 9 ] 個人情報の保護

### < 課 題 >

近年、情報通信技術は急速に進展し、様々な分野において大きな変化と多様化をもたらしており、町民や事業者にとって欠かせないものとなっています。同時に、行政のサービス向上や事務効率化など、行政分野でも必要不可欠なものとなっています。

情報化社会においては、便利さや迅速さがもたらされる反面、個人の情報が本人の知らない間に収集、利用及び外部に漏洩するといった個人の人権侵害が生じる可能性があります。こうした状況に対応するため、本町では、住民票などの不正請求の早期発見や、委任状の偽造などによる不正請求の抑止につなげるために 2012（平成 24）年から本人通知事前登録制度（本人通知制度）\*を実施しています。

また、行政運営の効率化を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に 2015（平成 27）年より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が施行され、税や社会保障の手続きなどでマイナンバー\*の利用が始まりました。このような社会情勢の中、国民意識や諸環境の変化に加え、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際動向も踏まえつつ、個人情報を保護する対策が必要です。

### < 施策の基本方針 >

個人情報の収集、保管、開示方法及び救済方法については、「個人情報保護条例」に基づき厳正な取り扱いを規定するとともに、コンピュータによる情報処理についても、「熊取町情報セキュリティポリシー」で情報システムの適正な管

理について規定し、情報システムの安全性及び信頼性を確保し引き続き十分な配慮をもって個人情報保護に努めます。

また、個人情報を取り扱う職員に対しては慎重な取り扱いを行うよう引き続き意識啓発を行います。事業者に対しては、国の法制化への取り組みや、大阪府及び本町の個人情報保護制度の周知を図るなど、事業者自ら個人情報の保護の重要性を認識し、適正な管理に努めるよう必要な助言・指導を行います。

## [ 1 0 ] さまざまな人権問題

### < 課 題 >

#### ①犯罪被害者やその家族の人権問題

犯罪被害者は、犯罪という理不尽な行為による直接的な被害を受けるだけでなく、その後に生じるさまざまな問題（二次的被害）に苦しんでいます。犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図り、支援していこうとする社会的な気運の高まりを受け、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利を明文化しました。

#### ②H I V感染者・ハンセン病患者等の人権問題

HIV感染者\*やハンセン病\*患者（回復者）などに対する誤った知識や偏見から、病気を理由とした就職や入居の拒否などが起こっています。

#### ③ホームレスの人権問題

ホームレス\*は、病気や寒さで生命の危険に向かいあっており、それに加えて、嫌がらせや集団暴行の対象になるという人権問題が起きています。

#### ④アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

#### ⑤北朝鮮当局による人権問題

北朝鮮による拉致問題\*は国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき問題となっています。

#### ⑥刑を終えて出所した人々の人権問題

刑を終えて出所した人や家族に対する差別などが起きています。これらの人の社会復帰に際し、就職差別や、住居確保について困難な状況が存在しています。

#### ⑦人身取引（トラフィッキング）

人身取引（トラフィッキング）\*は重大な犯罪であり、性的搾取、強制労働などを目的とした問題が起きています。

#### ⑧震災に起因する人権問題

2011（平成23）年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や2016（平成28）年4月に発生した熊本地震により、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや風評などに基づく差別的取り扱いなどの人権問題が起きています。

### **< 施策の基本方針 >**

近年における人権問題は、多種多様となり、誰もが被害者になる可能性があります。これらの人権問題や今後新たに生じる人権問題について、複合的に絡み合う場合もあることから、一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権問題の解決にむけて取り組みます。

## 用語解説

(注1) 本文の中で\*を付した用語について掲載しています。

(注2) 各用語の右側の( )内の数字は、本プラン本文のページを指します。

用語	解説
<b>【あ 行】</b>	
<b>H I V感染者</b> (18 P)	H I Vというウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍などが引き起こされます。H I V感染症は、感染した人と一緒にいても、日常生活の中の接触で感染することはありません。
<b>SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)</b> (16 P)	「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWeb (ウェブ) サイトのことです。
<b>えせ同和行為</b> (3 P)	同和問題を口実として、高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど不当に利益を得る行為を指します。
<b>【か 行】</b>	
<b>北朝鮮による拉致問題</b> (19 P)	1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。
<b>【さ 行】</b>	
<b>人身取引 (トラフィッキング)</b> (19 P)	犯罪組織や悪質なブローカーが、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によっ

用 語	解 説
	<p>て支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働などの目的で搾取することです。「Trafficking（トラフィッキング）」ともいわれる国際的な犯罪です。</p>
<p>ストーカー行為（12P）</p>	<p>恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨恨の感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うことです。ストーカー事件の多発を受け、2000（平成12）年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。</p>
<p>性的マイノリティ （14P）</p>	<p>レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、トランスジェンダー（体と心の性に違和感がある人）、バイセクシュアル（両性愛者）といった性的少数者を表した言葉です。</p>
<p>成年後見制度（6P）</p>	<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの、判断能力が不十分なために法律行為等における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」に分けられます。</p>
<p>世界人権宣言（1P）</p>	<p>人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948（昭和23）年12月10日に第3回国連総会において採択されました。なお、1950（昭和25）年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。</p>

用語	解説
セクシュアルハラスメント（12P）	性的嫌がらせのことを言い、「男女雇用機会均等法」では「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること」と定義されています。
<b>【た 行】</b>	
同和対策審議会答申（2P）	1965（昭和40）年に出された国の同和対策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。この答申を受けて、特別措置法が定められました。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効した2002（平成14）年度からは、特別措置としての同和対策事業は終了し、現在では、広く行政上の課題を有する人を対象とした一般施策により、同和問題解決に向けた効果的な取り組みを推進しています。
ドメスティック・バイオレンス（DV）（10P）	英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。
<b>【な 行】</b>	
日常生活自立支援事業（6P）	各種手続きや金銭管理に不安がある高齢者や障がい者に対し、自立した地域生活が送れるよう援助する制度です。社会福祉協

用 語	解 説
	議会で実施されています。
認知症（５P）	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいいます。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別されます。
認知症サポーター養成講座（７P）	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成する講座です。
認知症ケアパス（７P）	認知症を発症したときからその進行状況や症状にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを標準的に示すものです。
ノーマライゼーション（８P）	障がい者や高齢者など日常生活をおくる上で不利な点や弱いところを持っている人が通常の生活の中で、そのあるがままの姿で他の人と同等の生活や権利を享受できるようにするという考え方や方法のことです。
<b>【は 行】</b>	
徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク（７P）	地域に住む認知症高齢者の方などが、外出をして家に戻れなくなった場合や行方不明になった場合に、協力者及び協力機関等に情報配信し、地域の協力により速やかに発見・保護する仕組みです。
バリアフリー（９P）	障壁（バリア）となるものを取り除くことを言います。床の段差を解消することや、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきています。

用 語	解 説
<p>パワーハラスメント (12P)</p>	<p>同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為を言います。</p>
<p>ハンセン病 (18P)</p>	<p>らい菌によって引き起こされる病気です。しかし、らい菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれであり、感染しても、発病する人はさらに少なくなります。また、すぐれた治療薬が開発されていて、早期発見、早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。</p>
<p>避難行動要支援者 (6P)</p>	<p>災害時に、避難や情報入手など一連の行動をとるのに支援を要する人で、災害時に優先的に安否確認するなど援護の対象となる人です。主に障がい者や高齢者などが想定されています。</p>
<p>ファミリー・サポート・センター (11P)</p>	<p>子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と子育ての手助けができる人（協力会員）が会員となって、会員同士が子育ての援助を行うシステムです。「センター」は、地域の人と人をつなげる役割を担います。</p>
<p>ヘイトスピーチ (13P)</p>	<p>近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取り組みが続けられており、我が国としてもそれに応えていく必要があります。</p>

用 語	解 説
ホームスタート（11P）	イギリスで発祥したボランティア（ホームビジター）による「家庭訪問型子育て支援」で、関西では本町が初めての取り組みとなります。就学前の乳幼児のいる家庭や妊産婦の方を訪問し、支援を「届ける」ことで、孤立を予防し、虐待など深刻な問題の発生を未然に防ぐとともに、地域へと一歩踏み出すきっかけづくりを行います。
ホームレス（18P）	特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷などで野宿生活を送っている人たちのことです。ホームレスに至る原因としては、産業構造の変化や不況などによる失業、社会生活への不適應などさまざまですが、とりわけ不況時には都市部で増加する傾向があります。
本人通知事前登録制度 （本人通知制度）（17P）	住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき（自動交付機により交付された証明書は除く）、事前に登録した方に対してその交付した事実を通知するものです。  本人通知をすることにより、住民票等の不正請求の早期発見や、委任状の偽造などによる不正請求の抑止につながることを期待されます。※第三者や代理人に住民票の写しや戸籍謄抄本を交付しないというものではありません。
<b>【ま 行】</b>	
マイナンバー（17P）	住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

用 語	解 説
<b>【ら 行】</b>	
リベンジポルノ（16P）	<p>元交際相手の性的な写真などを嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいいます。このような行為の多くは、「私事性的画像記録提供等による被害防止に関する法律」による規制の対象となります。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではありません。</p>

# 改訂等スケジュール

資料 3

※第3次改訂版熊取町人権行政推進大綱・第4次改訂版熊取町人権行政推進プラン  
改訂等スケジュール

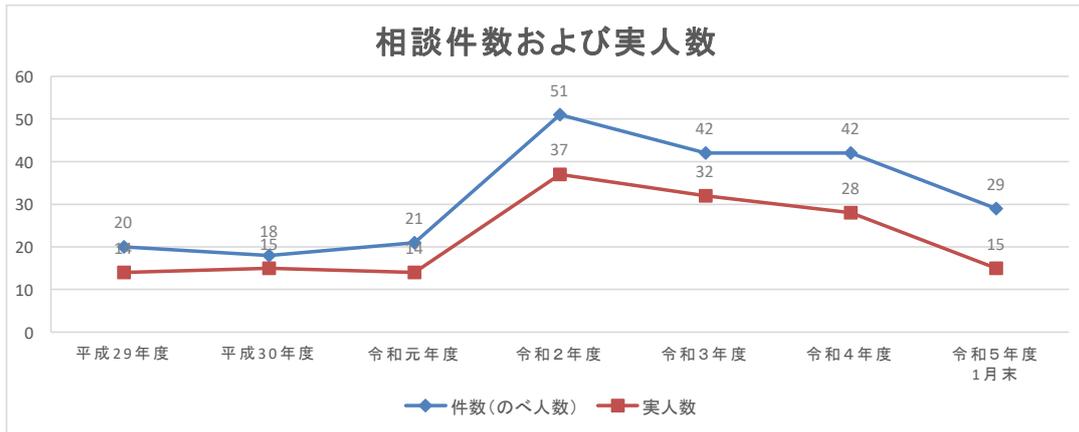
	年・月	項 目	
1	令和6年3月5日	令和5年度第1回熊取町人権擁護審議会開催	
2	令和6年3月～ 6月	第3次改訂版熊取町人権行政推進大綱 第4次改訂版熊取町人権行政推進プラン 検討及び素案の作成	
3	7月中旬	令和6年度第1回熊取町人権擁護審議会開催 ①熊取町から審議会に対して諮問 ②素案の提示及び審議 第3次改訂版熊取町人権行政推進大綱 第4次改訂版熊取町人権行政推進プラン	
4	7月下旬～ 8月上旬	審議会委員から意見聴取	
5	8月中旬	意見反映のうえ取りまとめ	
6	8月下旬	役場庁内への意見照会	
7	9月上旬	役場庁内への意見を取りまとめ	
8	9月下旬	令和6年度第2回熊取町人権擁護審議会開催 ○検討案の提示及び審議 第3次改訂版熊取町人権行政推進大綱 第4次改訂版熊取町人権行政推進プラン	
9	10月上旬	パブリックコメント募集準備	
10	10月下旬～ 11月中旬	パブリックコメント募集	
11	11月下旬	パブリックコメント集約	
12	12月中旬	最終案の作成	
13	12月中旬～ 令和7年1月上旬	最終案による意見聴取(審議会委員) 郵送にて最終案送付	
14	1月中旬	最終案による意見聴取によるとりまとめ	
15	1月下旬	令和6年度第3回熊取町人権擁護審議会開催 ①最終調整 ②答申	
16	2月～3月	庁内会議	
17	3月下旬	策定及び公表	

## 人権相談実績について

## 1. 相談実績概要

## (1) 相談件数および実人数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 1月末
件数(のべ人数)	20	18	21	51	42	42	29
実人数	14	15	14	37	32	28	15



※令和2・3年度はコロナ禍による相談人数の大幅増となり、令和4年度においては前年度より減少傾向だが、コロナ禍以前に比べ相談数は増加傾向にある。相談時間も長時間となることが多く、相談内容も多岐にわたる。

※今年度は課に相談員配置無し(人員増にて対応)。

## (2) 男女別件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 1月末
女性	17	16	20	49	40	39	26
男性	3	2	1	2	2	3	3
合計	20	18	21	51	42	42	29

## (3) 相談種別件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 1月末
面接	13	11	5	28	14	31	21
電話	7	7	15	21	26	11	7
その他	0	0	1	2	2	0	1
合計	20	18	21	51	42	42	29

※「その他」について・・・令和元年度(1件):他課からの相談

令和2年度(2件):他課からの相談およびメールでの相談

令和3年度(2件):他課・議員からの情報提供

令和5年度(1件):他課からの情報提供

**(4) 年齢別件数**

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 1月末
20歳未満				1			
20代		1	4	2		2	1
30代			3	7	3	3	2
40代	7	3	1	6	2	6	2
50代	4	6	7	9	10	5	6
60代	1		1	2	4	16	
70代				14	16	6	11
80歳以上				2	1		2
不明	8	8	5	8	6	4	5
合計	20	18	21	51	42	42	29

**(5) 相談内容別件数**

相談内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 1月末
①同和問題							
②障がい者	3			2			1
③高齢者							
④子ども							
⑤外国人	1						
⑥HIV感染者							
⑦ハンセン病							
⑧職業・雇用		1	3	3	1	1	1
⑨野宿生活者							
⑩女性	12	11	6	3	6	20	
⑪男性						1	
⑫DV(配偶者間)	2	2	7	24	12	12	6
⑬DV(デートDV)							
⑭DV (配偶者以外から)		1	4	6	1		1
⑮性的マイノリティ							
⑯刑期を終えて出所した 人々							
⑰近隣トラブル						1	2
⑱自己の悩み							
⑲その他※	2	3	1	13	22	7	18
合計	20	18	21	51	42	42	29

※「その他」の相談内容については、心理的な不安等に関する相談が多い

**(6) 相談対応者**

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 1月末
課職員	12	11	13	42	23	11	22
課相談員 (会計年度任用職員)					4	18	
担当相談員 (第1・3・4木曜日)	8	7	8	9	15	13	7
合計	20	18	21	51	42	42	29

※「課相談員」については、R3. 11月～R5. 3月任用(1年5ヶ月)